福 障 第 186 号

令和２年４月15日

各指定事業所　管理者様

寝屋川市福祉部

障害福祉課長

**新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱い等に関するＱ＆Ａについて**

平素は、本市障害者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この間に寄せられた相談内容等について、臨時的な取り扱いに関する注意事項やＱ＆Ａとして別紙のとおり整理いたしましたので取り扱い検討のご参考としてください。

4月7日に、国より「緊急事態宣言」が出されましたが、国や大阪府は、社会福祉施設に対し、障害福祉サービスの継続性の観点から、事業の縮小や休業要請はしておりません。引き続き、新型コロナウィルス感染拡大防止に努めながら、施設を開所していただくように求めています。

先般、通知しました臨時的な取り扱いは、出来うる限りのサービス提供を行った上で、感染拡大防止のために、利用者等の意向を踏まえ、やむを得ず、事業の縮小やサービス内容の変更を検討した後に、臨時的に対応するものであるとしていますので、その点は、十二分にご留意のほど、よろしくお願いします。

なお、臨時的な取り扱いの対象者は、寝屋川市で支給決定を受けている利用者に限ります。

※注意事項

・放課後等ディサービスなど、複数の事業所を利用している場合についての報酬算定ですが、一日単位での請求を複数の事業者による報酬算定は出来ませんので、利用者や事業者間で、あらかじめ利用調整したうえで、請求を行う事業所は1か所のみとしてください。

　重度包括支援利用者についても、同時間で、複数の事業所が請求することは出来ませんので、あらかじめ事業所間で確認や調整を行ってください。

＜参考＞

○通所・短期入所の社会福祉施設等の緊急事態宣言後の対応については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課　令和2年4月7日「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」が発出されていますのでご参照ください。

＜通知内容＞

①当該施設の使用制限や使用停止に係る要請がなされていない場合は、感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対し、継続して支援が提供されるようにすること。

なお、利用者等が感染した場合や地域で著しく感染が拡大している場合で、事業所での通所サービスの提供を縮小して実施することも困難なときは、休業を検討する場合もあるが、代替サービスの確保を行うなど、利用者に対する支援について検討すること。

②大阪府知事から、当該施設の使用制限や使用停止に係る要請がなされた場合には、その要請に踏まえた対応を検討する必要があること。

　この場合においても、特に支援が必要な利用者に対する支援について検討すること。

③休業する事業所は、市町村や相談支援事業所、保健所等と連携し、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　【問い合わせ先】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　寝屋川市福祉部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　障害福祉課　TEL　072－812-2026

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX　072―812―2118